

## 太平洋無着陸横断飛行90周年記念ロゴマーク使用基準

### 1. 目的

この基準は、太平洋無着陸横断飛行90周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴ」という。）を使用する際に必要な事項を定めたものであり、太平洋無着陸横断飛行90周年のPRと慶事の共有、三沢市の姉妹都市交流及び国際交流の振興等に寄与することを目的とします。

### 2. ロゴについて

基本デザイン及び色



カラー及びデザイン展開

モノクロ+アミ仕様	モノクロ仕様	ネガ仕様
モノクロ+アミ仕様 (背景なし)	モノクロ仕様 (背景なし)	ネガ仕様 (背景なし)

### 3. ロゴの使用

- (1) 上記の目的で使用するものであれば、基本的にどなたでも使用することができます。
- (2) ロゴの使用については、あらかじめ太平洋無着陸横断飛行90周年記念ロゴマーク

使用届（様式1）を三沢市姉妹都市委員会（事務局：三沢市政策部国際交流課）に提出してください。

#### 4. 使用の制限

次のいずれかに該当する場合、ロゴは使用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 三沢市及び委員会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する使用と認められる場合
- (5) 反社会的な活動を行う団体と関係があると認められる場合
- (6) その他、委員長がロゴの使用が適当でないとする場合

#### 5. 注意事項

使用者は、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) ロゴ使用が、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴの使用にあたっては、使用届の内容に限ること。
- (3) 使用する権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) ロゴの使用に起因した事故や損害等について、委員会は一切の責任を負いません。
- (5) ロゴの使用に係る経費又は役務を委員会は負担しません。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

#### 6. 使用期間

ロゴを使用できる期間は、委員会が使用届を受理した日から令和4年3月31日までとします。

#### 7. 使用料

ロゴの使用料については、無料とします。

#### 8. その他

この基準に定めるもののほか、ロゴの使用に關し必要な事項は、委員長が別に定める。

この基準は、令和3年4月1日から適用する。